

日本アントロポゾフィー医療の会 定款

第1章

(名称)

第1条 本会の名称は「日本アントロポゾフィー医療の会」とする。

(主たる事務所)

第2条 本会は主たる事務所をすみれが丘ひだまりクリニック（神奈川県横浜市都筑区すみれが丘 13-3）に置く。

(目的)

第3条 本会は、ゲーテアヌム精神科学自由大学医学セクションとの協力関係のもと、日本でアントロポゾフィー医療を実践する各団体間の相互扶助、および円滑な協働を促進する。そして、その医療を通じて個人の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的達成のため、下記の事業を行う。

- (1) アントロポゾフィー医療の普及と啓発
- (2) アントロポゾフィー医療の研究
- (3) アントロポゾフィー医療を適切に実践できる環境の整備
- (4) 会員相互の情報交換
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章

第5条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員にて構成する。それぞれの入会資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員は本会の目的に賛同し入会した、アントロポゾフィー医療を行っている専門職の団体及び法人
- (2) 準会員は本会の目的に賛同する医療従事者で、国内に所属すべき専門職の団体及び法人がない個人
- (3) 賛助会員は当会の目的に賛同し本会の活動を支援する意思のある個人及び団体、企業、法人

(入会規則)

第6条 本会の正会員になろうとする団体は、団体名、連絡先、団体活動実績などの概要を記載した入会申込書を提出し、定例会の承認（正会員の3分の2以上の同意）を得なければならない。

2 本会の準会員、賛助会員となろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、定例会の承認（正会員の3分の2以上の同意）を得なければならない。

3 本会の正会員になろうとする団体は、次の基準を満たした団体であることを必要とする。

- (1) 団体としての活動の実績があること
- (2) ゲーテアヌム精神科学自由大学との関係性が構築されている、もしくはその予定があること

(経費等の負担)

第7条 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 すでに納められた入会金、会費その他の抛出金品は、年度途中の退会・除名においても返還しない。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反

するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員である団体及び法人が解散したとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 3 章

(構成)

第 12 条 会員総会は、正会員となる各団体から推薦された正会員担当者をもって構成される。また、正会員である団体に所属する個人、及び準会員、賛助会員は、議決権を有さないが総会に出席し意見を述べることができる。正会員担当者は、所属する法人又は団体の代表権を有し総会での議決権を持つ。会員となる団体は、正会員担当者を変更した場合は、速やかに変更を通知しなければならない。

(権限)

第 13 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 監事の選任又は解任
- (2) 監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 各事業年度の事業報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 会員総会で決議するものとしてこの定款で定める事項
- (9) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 14 条 本会の会員総会は、定期会員総会及び臨時会員総会とし、定期会員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 会員総会は、正会員担当者の過半数の決定に基づき代表が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに書面もしくは電磁的方法にて会員に対して発する。

(議決権)

第 16 条 会員総会の議決権は正会員である各団体において、1 団体に 1 票とする。

(決議の方法)

第 17 条 会員総会の決議は、総正会員担当者数の 3 分の 2 が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。やむを得ない理由により総会に出席できない正会員担当者は書面もしくは電磁的方法をもって表決をすることができる。又は、議長もしくは他団体の正会員担当者に表決を委任することができる。

あるいは、当該団体から立てられた代理人が表決することができる。

(議長)

第 18 条 会員総会の議長は、出席した正会員担当者の互選によって選出する。

(議事録)

第 19 条 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員担当者がこれに署名又は記名

押印する。

第4章

(構成)

第20条 定例会は、正会員担当者によって構成される。正会員である団体に所属する個人、及び準会員、賛助会員が参加を希望する場合は、承認を得た上で参加できる。その他、必要な者を定例会に招聘することができる。

(権能)

第21条 定例会では、次の事項が行われる。

- (1) 会員間の相互交流、情報共有
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項に関する討議、決議
- (3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項に関する討議、決議
- (4) 会員の承認と除名

(開催)

第22条 定例会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 各季節に1回ずつ、年に数回
- (2) 代表が必要と認めたとき
- (3) 会員から招集の提案があったとき
- (4) 監事から招集の請求があったとき

(議決)

第23条 定例会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員担当者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 定例会の議事は、正会員担当者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため定例会に出席できない正会員担当者は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

(議事録)

第24条 定例会の議事については議事録を作成する。

第5章

(役員)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 監事 1名

(選任)

第 26 条 代表、副代表は会員総会で選任する。監事は、会員総会の決議によって選任する。

(任期)

第 27 条 代表、副代表の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した代表、副代表又は監事の補欠として選任された代表、副代表又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表・副代表の職務及び権限)

第 28 条 代表は、当会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が業務を遂行できないときは、これを代行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、当会の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも代表に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第 30 条 代表、副代表、監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 31 条 代表、副代表及び監事の報酬は、会員総会の決議によって定める。

第 6 章 会の運営

(協会運営)

第 32 条

本会は会員やその他の個人又は団体と協働して、本会の事業の実施に必要な部会を必要に応じて設置することができる。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、定例会にて別に定める。

(事務局の業務内容)

第 36 条 会員管理など経理処理

2 会員である団体からの事務受託

3 その他定例会が必要と認めたもの

4 会計担当者を置く

第 9 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 37 条 会則の変更は総会の議決をもって行われるものとする。

(解散)

第 38 条 本会は、次の事由により解散する。

目的とする事業が完了したとき。

2 目的とする事業の継続が不可能となったとき。

3 総会にて正会員の 3 分の 2 以上の同意により、解散が決議されたとき。

附則

(設立時の役員)

1. 当会の設立時代表、副代表、監事は次のとおりとする。

設立時代表 八尋美千代

設立時副代表 小澤裕子

設立時監事 堀川佳代

2. この会則は、本会設立の日から施行する。

3. 本会は会則第 7 条項の規定に基づき、会員の会費規定を次のとおり定める。

<正会員> 入会金：5,000 円、年会費：当該団体の総会員数×500 円

<準会員> 入会金：5,000 円、年会費：5,000 円

<賛助会員> 入会金：10,000 円、年会費：5,000 円

各会員とも、入会年度の年会費は、6 月末日までに入会した場合は全額、それ以降に入会した場合は半額とし、入会月の末日までに、入会金とともに納入するものとする。また、翌年度以降の年会費は当該年度の 3 月末日までに納入するものとする。

4. 当会の事務局の会計担当者は井上みどりとする。

以上、「日本アンтроポゾフィー医療の会」設立のためこの定款を作成し、設立時正会員担当者を次に記名する。

2017 年 11 月 3 日

設立時正会員 日本アンтроポゾフィー医学の医師会(担当者 八尋美千代)

設立時正会員 アンтроポゾフィーに基づく日本薬剤師協会(担当者小澤裕子)

設立時正会員 アンтроポゾフィー音楽療法士の会(担当者堀川佳代)

設立時正会員 アンтроポゾフィー看護を学ぶ看護職の会(担当者鶴田史枝)

設立時正会員 日本オイリュトミー療法士協会(担当者石川公子)

設立時正会員 アンтроポゾフィーに基づく絵画造形療法士の会(担当者中村朱希)

2020 年 3 月 22 日改訂(第 15 条)

2022 年 2 月 27 日改訂(第 27 条)

2023 年 3 月 12 日改定(第 27 条 2 項) および 附則 会費一人当たり 300 円、個人会費 3000 円とする